

財務省告示第三百七十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十四年九月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十四年十月四日
 財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号
 利付国庫債券（五年）（第二十二
 回）
 二 発行の根拠
 国債整理基金特別会計法（明治
 三十九年法律第六号）第五条第
 三 法律及びその
 一項
 四 発行方法
 価格を競争に付して行われる入
 札（以下「価格競争入札」とい
 う。）による発行（以下「価格
 競争入札発行」という。）及び
 価格競争入札と同時に行われる
 入札であつて、価格競争入札に
 おいて定められた利率をその利
 率として、価格競争入札におい
 て募集の決定を受けた各申込み
 の均して得られる価格をその加
 均格とするものによる発行（以
 下「非競争入札発行」という。）

四 募入決定の
 方法
 各申込みのうち応募価格の高い
 各の申込みの応募額を順次割り
 当てる。その応募額を案分によ
 り各申込みの応募額を案分によ
 り割り当てる。

五 発行
 価格競争額
 億 円
 一兆八千七百八十一

口	イ	口	七	八	九	イ	口	十	十一
非競争入札発行額	非競争入札発行額	非競争入札発行額	種額	発行日	発行日	発行日	非競争入札発行額	非競争入札発行額	利率
額面金額で二百二億千九百万円	一兆八千七百七十三億七千八百八	十一兆八千七百七十三億七千八百八	五万円、十万円、百万円、千万	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	額面金額百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九	年〇・三パーセント
す	次	そ	が	金	と	平	年	十	十
する	号	の	銀	額	し	成	〇	六	一
期	及	翌	行	を	、	十	三	銭	利
日	び	営	休	支	次	五	パ	額	初
につ	第	業	業	払	の	年	ー	百	期
いて	十	日	に	う	算	三	セ	円	子
同	三	に	当	。	式	月	ン	につ	率
じ	号	支	た	た	に	二	ト	き	子
。	に	払	ら	し	よ	十	を	九	以
	お	う	し	支	り	日	支	十	二
	い	へ	払	払	算	を	払	九	期
	て	以	下	は	出	支	期	九	以
	規	下	、	、	した	払	期	九	子
	定	、			た	期	期	九	以

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十	十	十		十
五	四	三		二
払	元	償	償	後
場	利	還	還	の
所	金	金	金	二
	支	額	限	期
				子
国	日	額	平	利
債	本	面	成	子
代	銀	金	十	を
理	行	額	九	支
店	の	百	年	払
及	本	円	九	う
び	店	につ	月	。
国	、	き	二	。
債	支	百	十	。
元	店	円	日	。
利	、			。
金	代			。
支	理			。
払	店			。

